

荒川区とハローワークの一体的実施に向けた提案

平成25年9月20日
荒川区

1. 提案の概要

福祉事務所生活福祉課内に、生活保護受給者、住宅支援給付受給者、児童扶養手当受給者、これらの申請者及び相談者（以下「生活困窮者等」という。）を対象とした、ハローワークの職業紹介機能を持つ就労支援窓口を設置し、福祉事務所の生活支援相談員、面接相談員及び就労支援相談員等と、ハローワークが連携し、生活困窮者等に対する一体的な就労支援を実施する。

2. 提案理由

経済不況による失業者の増加に伴い、荒川区内でも稼働能力を有する生活保護受給者が増加傾向にある中で、いわゆる「その他」世帯の受給者に対する就労支援のあり方とともに、生活困窮者が生活保護にいたる前の自立支援の強化を図ることが課題となっている。

この点、現在も、荒川区はハローワークと連携した取組を実施して一定の成果が出ているところであるが、これまで以上に両者が連携した支援を実現するため、今般、一体的実施の提案の提出に至ったものである。

3. 提案内容

（1） 支援対象者

生活保護受給者、住宅支援給付受給者、児童扶養手当受給者及びこれらの申請者、相談者等の生活困窮者とする。

（2） 設置場所

荒川区役所生活福祉課内

（3） 実施内容

国が行う無料職業紹介等と区が行う生活困窮者に対する就労支援を一体的に実施する。

具体的には、国（ハローワーク）は、設置する窓口に職員を配置し、区から誘導を受けた支援対象者に対して、職業相談・職業紹介を実施する。

区は、①福祉推進課の生活支援相談員を配置して、仕事・生活サポートデスクの相談（就職、傷病、修学、住宅支援給付、児童扶養手当などの様々な相談）を行う。②面接相談員を配置して、生活保護の相談を行う。③就労支援専門員を配置して、生活保護受給者に対する就労意欲喚起等を行う。

① ②の相談者及び③の生活保護受給者等で職業相談・職業紹介の対象として適切な支援対象者を、それぞれ国の窓口に誘導する。